

受益者負担金の算定

$$\frac{\text{負担区の末端管渠整備費}}{\text{負担区の地積}} \times \text{負担率（軽減措置）} = \text{単位負担金（円／㎡）}$$

| 負担区 | 設定年月日 | 徴収開始年月日 | 面積 | 末端管渠整備費 | 負担率 | 単位負担金 |
|-------|--------------|-------------|--------|-----------------|------|---------|
| 第1負担区 | 昭和55年 3月 24日 | 昭和56年 6月 1日 | 174 ha | 1,826,856,000 円 | 五分之一 | 209 円／㎡ |
| 第2負担区 | 昭和58年12月 26日 | 昭和59年 6月 1日 | 213 ha | 2,767,713,000 円 | 五分之一 | 259 円／㎡ |
| 第3負担区 | 昭和62年12月 24日 | 昭和63年 6月 1日 | 230 ha | 3,274,359,000 円 | 五分之一 | 284 円／㎡ |
| 第4負担区 | 平成 5年12月 20日 | 平成 6年 6月 1日 | 150 ha | 2,273,584,000 円 | 五分之一 | 303 円／㎡ |
| 第5負担区 | 平成11年12月 24日 | 平成12年 6月 1日 | 142 ha | 2,302,568,000 円 | 五分之一 | 324 円／㎡ |
| 第6負担区 | 平成15年12月 22日 | 平成16年 6月 1日 | 120 ha | 1,871,638,000 円 | 五分之一 | 312 円／㎡ |
| 第7負担区 | 令和6年12月 17日 | 令和 7年 6月 1日 | 2.6ha | 42,704,000 円 | 五分之一 | 328 円／㎡ |

受益者負担金の金額は、土地の面積×単位負担金で計算されます。

≪例≫ 第7負担区に土地を333㎡お持ちの方は、
 $333\text{㎡} \times 328\text{円} = 109,224\text{円}$

10円未満は切捨てとなりますので、109,220円となります。

※第1期（初年度のみ） 5,480円
 第2期以降 5,460円×19期 = 103,740円